

## 《 記載に際しての注意事項 》

必ずお読み下さい。

勝浦市役所税務課

### 1. 償却資産とは

市内で事業を営む個人・法人が、その事業に使用している資産のことを『償却資産』（機械、器具、備品、構築物、建物付属設備等）といい、固定資産税の課税対象となります。

また、確定申告上の減価償却資産と固定資産税の『償却資産』は制度目的が違うものであり、確定申告をしたとしても、固定資産税の申告は必要になります。

#### 【申告対象者】

- ・ 令和4年1月1日現在、償却資産を所有している事業者
- ・ 申告対象資産の課税標準額合計が免税点（150万円未満）となる場合でも申告は対象
- ・ 赤字のため減価償却を行っていない資産や耐用年数経過による償却済み資産なども対象

#### 【対象資産の例】

各種製造機械等、パソコン・電話等事務機器、机・椅子等事務用品、陳列ケース、看板、応接セット、舗装路面、庭園、門・塀施設の外構工事、各工事費用、太陽光発電設備、大型特殊自動車、船舶、漁具器具、農耕器具、農業用ビニールハウス、リース資産等

※ 自動車税・軽自動車税の課税対象になるもの、耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で一時に損金算入、取得価額20万円未満の償却資産で3年間の一括償却を選択したもの等は申告対象外

### 2. リース資産について

業者が必要とする機械設備等をリース会社が事業者にとって取得し、比較的長期にわたって一定の料金を受け取ることを条件に、取得した資産を企業に賃貸する『リース資産』については、資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

※リース後に資産が使用者の所有物となるような場合は、資産の借主（使用者）が申告をする必要がありますので、ご注意ください。

例）パソコン、コピー機の事務機器、カラオケ、等

※ リース資産を借りている方は、申告書の16.借用資産欄に 物品名、貸主氏名、住所等を記載して下さい。

### 3. 特殊自動車の区分と申告内容について

乗用装置のある農耕トラクター、コンバイン、田植機などの農耕作業用自動車と、工場・作業所などで使用するフォークリフトなどのその他の小型特殊自動車は、固定資産税に係る償却資産の申告対象に含まれませんが、公道を走行する・しないに関わらず、軽自動車（種別割）の対象となりますので、課税標識（ナンバープレート）の交付を受ける必要があります。

#### (1) 農耕用

最高速度 35 km/h 未満

→ 小型特殊自動車

最高速度 35 km/h 以上

→ 大型特殊自動車

※車両の大きさ・排気量の制限なし

小型特殊自動車

⇒ 軽自動車税の申告（ナンバープレート交付）

大型特殊自動車

⇒ 固定資産税「償却資産」の申告

#### (2) その他

① 車両の長さ : 4.7 m 以下

② 車両の幅 : 1.7 m 以下

③ 車両の高さ : 2.8 m 以下

④ 最高速度 : 15 km/h 以下

①～④すべての要件に該当→ 小型特殊自動車

それ以外→大型特殊自動車

※排気量の制限なし

### 4. 廃業された方について（自家消費農業者へ変更された方等）

昨年中に廃業された方は、令和4年度の固定資産税(償却資産)は課税されませんが、申告書に下記のとおり記載の上、申告を必ずお願いします。なお、事業の休業中については、将来再開する事業に使用する目的で資産を保有している場合等は申告の対象となります。

※ 廃業された方は、申告書の18.備考欄に『令和3年〇月廃業』と記載して下さい。

※ 農業事業者は、JA等に拠出をやめて自家消費を目的とした農業になられた方は、上記同様18.備考欄に『令和3年〇月農業廃業』と記載して下さい。

### 5. 所有者が死亡した場合・所有者の変更があった場合

新しい償却資産所有者の住所・氏名を申告書の1.住所 2.氏名欄に記入し、旧所有者の住所、氏名に抹消線を引いてください。また、17.備考欄に所有者変更とご記入ください。

毎年、申告の内容を確認せずに申告書の18.備考欄に『増減なし』として申告される方が多く見られます。必ず、申告資産の内容を確認の上（増減の有無）、令和4年1月31日（月）までに勝浦市役所税務課まで申告をお願いします。